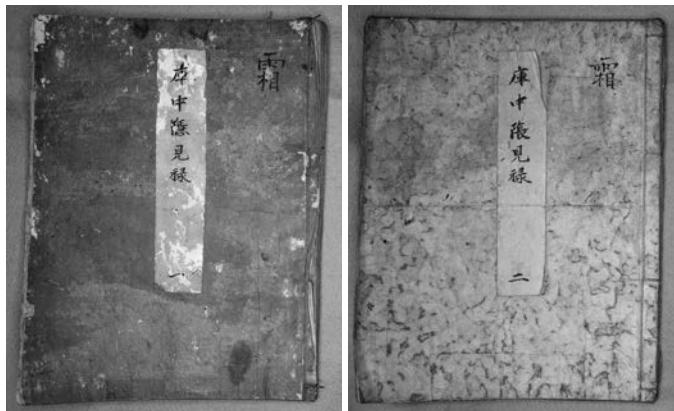


四・終わりに

以上の作業により、『庫中隠見録』の力点のひとつが、時間軸に沿った歴史叙述ではなく、光仲時代のありようを思い返し、再現しようとする点にあつたことは明らかにできた。特に若き藩主・光仲の「人数寄」ぶり、藩士の婆娑羅な出で立ちの記述などは、東照宮祭礼の厳格さだけではない側面、祭礼としての熱気を伝える貴重な証言なのではないだろうか。少なくとも、一次史料では把握しづらい「空気感」とでもいうべき一面を、本書の記述から読み取ることができるだろう。その「空気感」が、東照宮創始当時の史実に由来するものなのか、後代、池田光仲時代への憧憬が作り上げた想像上のものであるのかについてはさておいたとしても、である。

※大雲院資料については、令和7年現在、鳥取市が文化財調査を実施しているところであり、所有者において閲覧等には対応していません。本論で取り上げた資料の問い合わせについては、鳥取市教育委員会文化財課にお願いします。



大雲院所蔵『庫中陰見録』



大雲院所蔵『因幡民談』

又式部卿ハ竜泉院ニスハリ賜ヒテヨリ竜泉院ヲ以テ御当家之宿坊トシテ三百石ヲ被附シト云リ

然ラバ天海僧正之弟子淳光院ト云シハ此式部卿ノ事ナル力愚考ルニ天海之弟子ヲ叡山ヨリ呼下シタリト云ヘバ此ノ式部卿ニテハアルマジ其後ノ事ナルベシ

石州公当国鹿野ニ御住居アリ 当社モ其時節ニ御勧請ナレハ幸ニ御子ノ内一人出家シタマヒシニヤ

光仲公御同性之御事ナレハアルマシキ事ニアラズ

然共当社御勧請之ヲバ小泉友賢民談記ニ委ク載ラレタレ共此人ノ事ハ不見

友賢ハ其比ノ人ナレバヨク知ルベキ事也

石州公御子ノ中御出家ノ事累図之中ニアレ共別当職ノ事ハ不見

然共淳光院住職ノ中ニ実成院興快ト云人有リ是即式部卿ナリト云

然後ノ入院ニシテ天海ノ弟子ニテハアラザルベシ

右式部卿ニ附順ヒ居タリシ中山某云者ハ石入公ノ御家人ニテ式部御出家ノ後迄モ隨順シタリシカ後御家ニ被召出シ其子孫伝ハリ今中山淺三郎ト云者ノ也 カレガ家ニ云ウ伝ヘシヲ聞ママニ記シ置也

【上部欄外書込】

式部卿ノ事東照宮別当ノ元開也 東叡山ヨリ下来アリシ双嚴院大僧正ハ天海大僧正ノ名代トシテ来リタマフ 此時式部卿御出家アリシ 則天海ノ御弟子ト成御名代トシテ双嚴院開師トナリシ 淳光院ハ則式部卿ナリ御宮記録モ右ノ通也

武者式拾人	二行着烏帽子指々物旗衆
大太鼓	社人役之着烏帽子素袍
笛	右同
御供二十人	歩行衆着烏帽子素袍
神輿	白丁六十人舁人 古海古市行徳 百姓
御輿臺持	白丁六人
太鼓社人	役之著烏帽子素袍
笛	右同
御供三十人	町人著上下
社務	右近 著冠袍馬上
競馬十二疋	毛色々
馬乗	馬方衆六人着金折烏帽子狩衣
寺社奉行	馬上著上下
町奉行	馬上著上下
大横目	馬上著上下
抑	
神輿	白丁六拾人舁之 古海古市行徳ノ百姓
御輿臺持	白丁六人
太鼓笛	社人役之着烏帽子素袍
御供三十人	町人著上下
社務	永江右近 著冠袍馬上
競馬十二疋	毛色々
寺社奉行	馬上著上下
町奉行	馬上著上下
大横目	馬上著上下
抑	

東照宮祭礼慶安三未年四月十七日ヨリ始テ毎歳四月ナリシカ共大守公江戸御参勤ノ年は四月ヲ以テ祭月トシ又御交代之歳ハ九月ヲ以祭礼アリ是八大守供奉仕賜ハシ為ト也

然ルニ淳光院二代目之別当四月ヲ止メテ毎歳九月ニ被定シト也

或人曰 松平石見守輝澄公ノ御末子十二歳ニテ出家仕賜ヒ式部卿ト云シヲ東照宮別当ニスエ奉リ其後見トシテ栗谷長寿院ヲ置レシガ学文ノタメニ式部卿ハ東叡山ニ登リ賜ヒカノ寺中竜泉院へ住持シタマヒ当社ヲバ長寿院ヲ以テ住職トシタマフ

長寿院ハ祈禱之僧ニテ別ニ五十俵ヲ賜リ栗谷ニ居タリシ故ニ別当モ是ヲ受ケツヒテ今ニ御祈禱寺トナリシヨシ

神 梶 白丁拾五人昇之小人	太鼓 笠 社人役之著烏帽子素袍
御供十五人 町人著上下	斎鉾 二本 一本白丁八人宛膳担内一人引綱小人
小鉾一本 白張一人持之	斎鉾 二本 右同
面被廿人 町人 二行被頭巾指大小突竹杖	斎鉾 二本 一本白張八人宛膳之内一人引繩
唐人踊卅人 町人小童二行唐人出立	斎鉾 二本 右同断
愛宕参五十人 町人 二行覆面着笠脱下持花籠	小鉾一本 白張一人持之
道外者十五人 町人	面被廿人 町人二行被頭巾指大小突竹杖
山伏廿人 町人 二行	唐人踊卅人 町人小童二行唐人出立
舟舟引六十人 <small>町人鼓三線小弓 船引二行被頭巾指朱脇指奴踊</small>	愛宕参五十人 町人二行 覆面着笠脱下持花籠
鉄砲五十挺 二行 大頭 馬上小頭副之	道外者十五人 町人
弓二十張 右同 右同	山伏廿人 町人二行
長柄五十本 右同 右同	舟舟引六十人 <small>町人鼓三線小弓 船引二行被頭巾指朱脇指奴踊</small>
金幣 <small>社人持之著金折烏帽子直衣被鼻高朱面</small>	鉄砲五十挺 二行 大頭 馬上小頭副之
獅子	弓二十張 右同断
太鼓笛 社人役之著烏帽子素袍	長柄五十本 右同断
御太刀 三振海老屋 吉成村庄屋 小山村庄屋 著烏帽子素袍	金幣 <small>社人持之著金折烏帽子直衣被鼻高朱面</small>
御鷹二居 鷹師二人著烏帽子素袍	獅子 町人
御持筒二挺 二行白丁持之入袋	太鼓笛 社人役之著烏帽子素袍
御持弓二挺 二行白丁持之入袋	御太刀三振 海老屋 吉成村庄屋 小山村庄屋烏帽子素袍
御矢筒二荷 二行白丁持之	御鷹二居 鷹師二人著烏帽子素袍
御具足 白丁負之唐織〔是ハ朱箱ノ覆ナラン〕覆着葵紋	御持筒二挺 二行白丁持之入袋
神馬 駿毛掛紅大総鞍舎人八人引之白張	御持弓二挺 右同断
	御矢筒二荷 右同断
	御具足 白張負之唐織覆着葵紋
	神馬 駿毛懸紅大懸鞍舎人八人引之白張

神 梶 白丁拾五人昇之小人	太鼓 笠 社人役之著烏帽子素袍
御供拾五人 町人着上下	斎鉾 二本 一本白張八人宛膳之内一人引繩
小鉾一本 白張一人持之	斎鉾 二本 右同断
面被廿人 町人二行被頭巾指大小突竹杖	小鉾一本 白張一人持之
唐人踊卅人 町人小童二行唐人出立	面被廿人 町人二行被頭巾指大小突竹杖
愛宕参五十人 町人二行 覆面着笠脱下持花籠	唐人踊卅人 町人小童二行唐人出立
道外者十五人 町人	愛宕参五十人 町人二行 覆面着笠脱下持花籠
山伏廿人 町人二行	道外者十五人 町人
舟舟引六十人 <small>町人鼓三線小弓 船引二行被頭巾指朱脇指奴踊</small>	山伏廿人 町人二行
鉄砲五十挺 二行 大頭 馬上小頭副之	舟舟引六十人 <small>町人鼓三線小弓 船引二行被頭巾指朱脇指奴踊</small>
弓二十張 右同 右同	鉄砲五十挺 二行 大頭 馬上小頭副之
長柄五十本 右同 右同	弓二十張 右同断
金幣 <small>社人持之著金折烏帽子直衣被鼻高朱面</small>	長柄五十本 右同断
獅子 町人	金幣 <small>社人持之著金折烏帽子直衣被鼻高朱面</small>
太鼓笛 社人役之著烏帽子素袍	獅子 町人
御太刀 三振海老屋 吉成村庄屋 小山村庄屋 著烏帽子素袍	太鼓笛 社人役之著烏帽子素袍
御鷹二居 鷹師二人著烏帽子素袍	御太刀三振 海老屋 吉成村庄屋 小山村庄屋烏帽子素袍
御持筒二挺 二行白丁持之入袋	御鷹二居 鷹師二人著烏帽子素袍
御持弓二挺 二行白丁持之入袋	御持筒二挺 二行白丁持之入袋
御矢筒二荷 二行白丁持之	御持弓二挺 右同断
御具足 白丁負之唐織〔是ハ朱箱ノ覆ナラン〕覆着葵紋	御矢筒二荷 右同断
神馬 駿毛掛紅大総鞍舎人八人引之白張	御具足 白張負之唐織覆着葵紋

ト言渡サレシカハ爰ヲ晴ト馬具ヲ飾リ皆思ヒ思ヒノ出立ニテ飼置シ馬共撫サスリ騎テ出世ニ珍シキ見物也 太守ハ御座ヲ構ラレ心閑ニ御覧ナサレケル

帰リアツテ乾甲斐屋敷ニ被為入門脇ノ長屋ヲテンジテ大物見ヲカマヘ大守御出アリシカバ御近習御小姓御座ノ左右ニ居ナガシ御祐筆二人筆ヲ取テ一々帳ニシルス 大目附ハ門前ニタタミヲシキ左右ニ分レテ非常ヲタタス 然バ家中諸士爰ヲ晴ト馬具ヲ飾リ思ヒ々ヒノ出立飼ニカフタル馬共乗連テ通リケレバ世ニ珍ラシキ見物ナリ

其中ニ佐不利軍兵衛諸人ニ勝レタル出立ナリ

常々バサラヲ好ミテカハリ物ト云ワレシガ此度ノ出立其身ハハンコト云ウモノニ頭ヲ半分ソリ大嶋ノ脇アケシタルノシメニ紅火ガキノ上下ヲ着シ虎ノ革ノ毛巾着ヲサゲ太刀作リノ朱鞘ノ大小紅ノ下緒ヲツケ黒ノ大馬ニ異形之革(鞍)ヲキ馬ノ頭ニ金ノ立エボウシヲキセ耳ノ脇ニ銀ノ角ヲハヤシヒジリメンノ手綱ヲ長々トトリテ乗タリケル

先供六人紅ノ袖無シ羽織大ノ字ノ紋ヲウシロニツケ馬脇ノ若堂(党)四人色々ノハデ成ル染小袖長羽織ヲ着中間鑓持其外小者ミナ坊主ニシテヒゲ計ヲツクリ鑓之サヤハ大キナルワラボウキヲ作り鑓印金ノヘウタンヲツケ家頼不残鼻ネジヲ腰ニ指シ声ヲ拗テ振出ス

大守公ヲ初メ奉リ御前ノ人々ヲカシガリ頭ヲ上ル者モナシ
大守御機嫌不斜御帰城アリケル

近年思召立ケル大義無礙遂行ハレ御悦甚ダ目出タカリシ事共ナリ

近年思召立ケル大儀共無礙遂行ハレ御悦甚シ 目出タカリシ事共ナリ

神輿ノ行列之次第委記置事如左

社僧拾二人 乗輿

家老衆組頭母衣衆近習衆諸奉行人衆馬廻衆 馬上着上下

太守公

警固大頭二人 二行歩行突竹杖著黒羽織

鉄砲同心廿人 二行

大守公 家老衆組頭母衣衆近習衆諸奉行人衆馬廻衆 不残馬上上下

警固大頭二人 横目奉行

騎馬 貳行歩行突竹杖著黒羽織

御祭礼御幸行列之次第委ク左ニ記ス

社僧十二人 乗輿

家老衆組頭母衣衆近習衆諸奉行人衆馬廻衆 馬上着上下

太守公

警固大頭二人 二行歩行突竹杖著黒羽織

同年九月十七日御祭礼アルヘシトテ城外西郊拾余町ヲ過千代河ノ畔ニ御旅所ヲ立ラル

其地四方広クハレ渡リ人多ク集リテモ狭カラズ清流スシキ河浜ニテ神意モ慰玉フラント覚計勝地也

拾六日ヨリ神輿ヲカザリ出サレ供奉ノ行粧ヲ調ヘ祭尊ノ神供ノ山海ノ珍味ヲ奉リ社僧読經法施ヲササゲ巫祝夜モスカラ神樂ヲ奏ス 誠ニ済々タル礼

ル礼式ナリ

拾七日ニハ黎明ヨリ神輿ヲウナカシ出シ奉ル五色ノ金欄ヲ以テ飾立金銀ノカナモノ珠玉ノヲヒモノ飾毛ノ鳳凰ハ蓋上ニ舞ヒ色々ノ彩幡風ニ翻リ

神鏡日ニ映シテ耀セ玉ヘハ見ル者信心肝ニ銘シ皆平伏感嘆ヲナス計也

太守モ供奉扈從シ玉ヘハ家中ノ大身小身一人モ不残御供ス

役々ヲ請取モノハ其役ヲ勤ム城下ノ地下人共モ名アル者共一人モ不残御供ヲ勤ス

城下ノ町ヘ役ニカケ練物ヲコシラヘサセ御供出サセラル

神輿已ニ宮廟ヲ出玉ヘバ子トリノ笛ヲ吹立数ノ太鼓鉦子ヲ打立チヨイサ

チヨイサトハヤシ立神輿ヲカキテ躍行

サテ御旅所ニ行付ケハ神供ノ品々社僧伺宮勤之巫覡乙女神樂ヲ奏シ神慮ヲスズシメ奉ル

前ニハ長キ馬場アリ 馬官ノ者共競馬ヲ番ヒ勤之

其外御供セシバサラノ練物共舞踊歌ヲウタヒソレゾレノ芸ヲ尽ス

扱暫クアリテ還御ナル

國中ノ貴賤男女方々ヨリ集リ是ヲ拝ントテ神輿ノ通跡々家々ニ満々小路ニ立フサカリ幾千万ト計カタシ誠ニ嚴重如在ノ祭礼世ニ希ナル壯觀ナリ

是ヨリ後毎年此日ヲ以式日トシ大祭ヲ執行ハレケル

此度供奉シケル侍以此次一人ツツ太守ノ御前ヲ通サレ馬共御覽アルヘシ

翌年四月十七日御祭礼有ルベシトテ城外西郊十余町ヲ過テ千代川之畔ニ御旅所ヲ立ラル

其地四方広平ニシテ人多ク集リテモ狭マカラズ清流スシキ河浜ニテ神意モ慰ミ給フラント覚計之勝地也

十六日ヨリ神輿ヲカザリ出サレ供奉ノ行粧ヲ調ヘ祭典ノ神供山海之珍ヲ奉リ社僧読經法施ヲササゲ巫祝夜モスカラ神樂ヲ奏ス 誠ニ済々タル礼

式也

十七日ニハ黎明ヨリ神輿ヲウナガシ出シ奉ル五色ノ金欄ヲ以テ飾立金銀ノ金物珠玉ノヲビモノ錦毛鳳凰ハ蓋上ニ舞色々ノ彩幡風ニ翻リ神鏡日映

メ耀出玉ヘバ見ル者信心肝ニ銘シミナ平伏感嘆ヲナス計也

大守モ供奉扈從シ玉ヘハ家中ノ士大身小身一人モ残ラス御供ヲツトム

役々ヲ請取者ハ其役ヲナシ城下ノ地下人共名有ル者一人モ不残御供ス

亦町役ニカケ練物ヲコシラヘサセ御供ニ出サセラル

神輿已ニ宮廟ヲ出給ヘバ子トリノ笛ヲ吹立数ノ太鼓ヲ鉦子ヲ打立チヨイ

サチヨイサトハヤシ立神輿ヲカキ上躍リ行

サテ御旅所ニ御幸アレハ神供ノ品々社僧祠官勤之巫覡乙女神樂ヲ奏ス

前ニハ長キ馬場アリ 馬官ノ者共金ノ風折青赤ノ狩衣ヲ着シ競馬番ヒ勤

之御供セシバサラ練モノ舞ヲドリ歌ヲウタヒソレゾレノ芸ヲ尽ス

サテ暫アリテ還御ナル

國中ノ貴賤男女方々ヨリ走集リ拝マントテ神輿通御之家々ニ満々小路々ニ立ツドヒ幾千万トモ数ズカギリ無誠ニ嚴重如在之祭礼世ニ希ナル壯觀也

此ノ後毎歲四月十七日九月十七日隔年ニ式日トシテ大祭ヲ取行レケル

此度御供セシ侍ノ面々一人宛大守ノ御前ヲ通ルベシトテ大守ハ御先ニ御

角テ造營已調リシカハ慶安三年 遷宮取行ハレントテ江府東叡山ヨリ
 双巖院最教院両僧正其外綱位ノ高僧達大勢呼下シマシマシ其儀式夥シ
 読経秘呪様々ノ大法事共品々ニ取行ヒ給フ
 此日ハ太守モツトヨリ御出アツテ東東常巖力ニ終日勤仕ヲナシ玉フ
 此事近国迄隠ナケレハ見物ノ貴賤是ヲ拝ントテ群集スル人幾千万ト云カ
 キリナシ
 カカル大營少ノ違乱ナク執行レシカバ太守御喜不斜覩嶽之僧衆へ御馳走
 共様々也
 山海ノ珍味ノ御饗應盡シ美尽セル事共也
 次ニ法樂ノ能ヲ御催アツテ大夫ハ京都鶴屋七郎左衛門ト云者ヲ呼下シ
 日興行アツテ城下ノ者共ニ見セ玉ヘハ諸人群集悅事限リナシ
 角テ僧衆ハ御暇申飯リ玉フ

ヲ氏神トセラレ社頭御建立アルベシトテ年々材木等ノ用意共アリシカ長
 吉公慶長十九年甲寅九月廿四日四十五歳ニテ於江府死去シ玉イシガ嫡子
 治兵衛長幸 後号備中守 御家督アツテ間モナク元和三年丁巳ノ歳当國
 ヲ去ツテ備中松山ニ移リ玉フ 依之長田御建立モ止ミケルトゾ 残念ナ
 ル事也
 然ルニ此度東照宮之社司ヲ此ノ外記ニ被仰附ケレハ外記申ケルハ私先祖
 代々長田牛頭両社ニ仕テ神恩ヲ蒙リ候ラヘバ居所ノギハ其ママ栗谷ニ差
 置レクダサルベシト言上シタリケレハ老中全儀アツテ外記力申所イワレ
 有サリナガラ東照宮社督ヲシナガラ居宅遠方ニアラバ日々ノ出仕祭礼ノ
 節ヨロズアシカルベシ長田ノ社ヲモ御宮近クヘ移スベシトノ事ニテ則チ
 鳥井之外山手東ノ方ニ少シノ地アリシヲ切開キ社ヲ建ラル 長田ノ鳥井
 ハ町ノ中程ニアリ 始ハ木ノ鳥井ナリシガ程ナク破レ損シケレバ時代押
 移テ綱清公ノ御代大阪北浜桑ノ屋ト町人当國ヘ來リ願ヲ上石ノ鳥井ヲ立
 ケルナリ 外記其子右近主典ニ至ル迄代々東照宮ノ社務ヲ司リアマツサ
 ヘ因伯ニ州ノ神職之惣頭ニ被仰附家門繁盛シケリ
 御宮出来アリシカハ急キ遷宮アルベシトテ江府東叡山ヨリ双巖院ノ大僧
 正最教院ノ僧正其外高位之僧達大勢呼下マシマシ其儀式夥シ
 読経秘呪様々之大法事共品々也
 此ノ日ハ大守モ早朝ヨリ御出アツテ東帶巖重ニ終日勤仕ヲナシ玉フ
 此事近国ニ隠レナケレハ見物ノ貴賤是ヲ拝マントテ群集スル事幾千万ト
 云カギリナシ
 カカル大營少ノ違乱ナク相スミシカバ太守御悦不斜覩嶽之僧衆へ御馳走
 ノ事様々也
 山海ノ珍味善尽シ美尽シ御饗應アリ

次ニ法樂ノ能ヲ御催アツテ大夫ハ京都鶴屋七郎左衛門ト云者ヲ呼下シ
 日興行アツテ城下オ者ニモ見セ玉ヘハ諸人群集シテ悦事限リナシ
 カクテ僧衆御暇申カヘリ玉フ

カル粧ヒ芳野初瀬ノ麓ヲ分ケ入シニ異ナラス

(惣門ノ外ニ並木ノ杉ヲウエラレケル)

中ノ門明六ツヨリ七ツ時迄開之 諸人出入スル事ヲ免サル
門ノ外ニ番所有リ 此ノ番人十人アリ

御本社ト両番所トヲ相勤ム 三河足輕ト云テ御普代ノ足輕ナリ

此ノ頭一人歩行士ナリ

横目一人徒士両人共ニ鳥居ノ外ニ役屋敷アリ

宮番屋敷モ此辺ニ有リ

扱テ中門ノ外ニ流アリ 石ノ橋有ココニ少シノタマリアリ
此所ヨリ一ノ鳥井迄三百間余アリ

ツヅキニ本坊有リ号乾向山東隆寺ト 別当ノ房ナリ

此ノ向ニ社僧三宇アリ 成就院平福院大乗院徳源院是也

扱又鳥井甚ダ大鳥井ナリ 十間前ヨリ笠木ヲ見上ルニ頭ノ上ニヲキタル
物ウシロヘ落ルト云

惣門ノ外ニ別当ノ坊アリ
其外ハ社僧ノ坊三宇アリ 成就院大乗院徳源院是也

其ソトニハ大鳥居ノ外ハ門前ノ町也

扱又鳥井甚ダ大鳥井ナリ 十間前ヨリ笠木ヲ見上ルニ頭ノ上ニヲキタル
物ウシロヘ落ルト云

鳥井額ハ青蓮院之准后尊純法親王筆勢ヲ振テ書賜フ

サテ又鳥井左ノ方ニ神馬殿アリ 馬アツカリノ屋敷其後口ニ有リ

鳥井左ノ前左右広庭ナリ 左ノ方ニ下馬札アリ

別当ハ前大僧正天海之御弟子淳光院ト云僧ヲ叡山ヨリ請シ下シスエラル
ラレ二百石ノ別当領ヲ附ラル 其外ノ院家ニモ院領少々皆寄付ラル

外記トス神人ヲ社務ニ補シ社務領毎歳賜リケル

社務ハ当国牛頭天皇ノ神職永井外記ヲ神主ニ定メラル 鳥井外町屋ノ中
程ニ屋敷有リ

大鳥居ノ額ハ青蓮院之准后尊純筆勢振書給フ

拝殿ニハ歌仙ノ絵ヲ懸ラレタリ
狩野探幽法眼妙工ヲ尽シ極彩色ニ書之 歌ハ青蓮院尊純御筆也 ①

此者ハ古ヨリ当国ニ住シ牛頭天皇十頭長田之三社ニ仕テ先祖代々邑美郡
栗谷ノ奥ニ住シケルガ此所ヨリ流出ル川ヲ栗谷川ト云 此川ヨリ北ノ方
ヲ長田大明神ノ氏地トシ川ヨリ南ヲ天皇ノ氏地ト定ム
池田備中守長吉当城之主タリシトキ御嫡男城内ニテ出生アリシカバ長田

色々ニサヒシキタル門也
此門ノ左右石燈籠アリ

当府ノ重臣献上ナリ左ノ如シ

(燈籠の絵「慶安三年／庚寅四月十七日／各」)

左ノ方ニニツ 荒尾主計頭宣就
同ニツ 津田筑後守元茂

同ニツ 乾長十郎
同ニツ 池田掃部助長重

同ニツ 池田日向守之政
同ニツ 菅長太郎

同ニツ 矢野兵庫頭正綱
右ノ方ニニツ 荒尾大和守成直

同ニツ 和田飛騨守三信
同ニツ 鵜殿大隅守長之

同ニツ 池田大藏少輔辰政
同ニツ 池田圖書頭政広

同ニツ 福田和泉守久隆
同ニツ 安養寺淡路守政景

以上十四人

随神門ノ左リ松林之内ニ御神具之藏有リ
参詣之貴賤手水口ヲス
スグ所アリ 川ノ向弁天堂アリ 川ニハ橋ヲ掛タリ

惣門ヨリ神前マテノ路ハ石ヲタタミ中ニ敷谷奥ヨリ流ルル沢水ヲ請御手
濯ノ池ヲ神楽所ノ側ニ設ク

前後山高クソヒエタルニ数万本ノ松ヲ栽ラレケレハ近年ノ内ニ深林トナ

ル

路ノ両方ヲ挾ミテ色々ノ桜ヲ二三百本植ラルル
春二三月ノ比ニ至テハランマント咲ミタレ参詣ノ人ノ袂ノ上ニ雪チリカ

二三月ノ比ニハ花爛漫トサキ乱レ諸人絶詠帰事ヲワスルルガ如シ

随神門之前神楽堂アリ此ノ後口ニ谷川ノ流アリ 参詣之貴賤手水口ヲス
余敷石也

左右ニ色々ノ桜木アリ



鍛治番匠葺師大鋸引等多ク集リ道々ノ工ヲ勤ケル程ニ日々ニ仕出事限ナシ

本社ヲハ欅ヲ以テ白木ニテ立ラレタリ

此良材ヲ尋ラレケルニ知頭郡ニ於テ希異ノ巨材ヲ取出ス

是ヲ切用ヒラレケルニ木ノ切口指ハタシ壱丈アリケルトカヤ

是ヲ破碎用ケレバ余ノ木ヲマジエズ本社ニ全用テ猶余リシ程ノ大木トカヤ

工匠共力ヲ尽シテ急キケル程ニ成風運斤ノ功速ニシテ數ノ殿宇出来ケリ

本社拝殿ヲ先トシテ本地堂護摩堂宝藏御供所神樂堂樓門惣門ニ至ルマテ

玉ヲミカキ金ヲ鏤メアタリ輝ク計也

本社ハ南向ニ立ラレ所ハ山ノ高ミナレハ石ノ階ヲタタミテ路トセリ

鍛治番匠葺師大鋸引ノ工ナツテ不日成就シタリケル
御本社白木作り屋根ハヒワダブキニゾアリケル

此ノ御本社之財木ハ知頭郡ヨリ希異ノ巨材ヲ取出ス
欅ノ大木ニテ切口サシハタシ一丈余アリ

是ヲ破碎用ケレバヨノ木ヲ交ヘズ本社ノ全用猶余リ有トゾキコヘシ
欅ノ大木ニテ切口サシハタシ一丈余アリ

是ヲ破碎用ケレバヨノ木ヲ交ヘズ本社ノ全用猶余リ有トゾキコヘシ
欅ノ大木ニテ切口サシハタシ一丈余アリ

拝御本社前ニ門アリカラ門ト号 左右後口皆石ノ玉垣也

三間四面ノ拝殿アリ

カラ門ト拝殿ノ間ニ切石ヲ敷上ニ掛橋有リ祭礼ノ時此掛橋ニ神輿ヲカガル

拝殿白木作り四方縁 拝殿内ナケシノ上ニ哥仙アリ
絵ハ狩野探幽法眼ウタハ尊純法親王之御筆ナリ

①

御本社ニ向テ右ニ堂アリ 御本地堂也

左ニ堂アリ 行者堂也

神輿堂ハ御本地堂之後口ニアリ

御本社ノ前左右ニ石之燈籠アリ 国主御長男新五郎君御奉納也

拝殿之前ニ手水鉢アリ 清水ハキ出テ常ニ水ヲタタヘタリ
是ハ荒尾但馬守成利獻上也

拝殿ノ前ニ門有リ 平重門也

左玉垣高石垣ノ上ニ立ツ

平重門ノ前石ダン也

石ダンノ前三十間ヲヒテ隨神門アリ

『藩民談』の記事を骨格として、建築物等の詳細や藩士・佐分利軍兵衛の婆娑羅ぶり、初代別当淳光院についての疑義などを追記したもののように思われる。そのため、当該項目の比較によつて、『庫中隱見録』の編纂意図について、ある程度明示できるものと考え、以下のように、本文の対比を試みた。行順を入れ替えることはしなかつたが、該当行が対照できるよう、空行を設けた。また、前後する段落については、矢印・番号などでその旨を図示した。

三・本文の比較

大雲院本『因藩民談記』

東照権現宮勧請同祭礼之事

慶安二年己丑歲光仲公東照太權現ノ廟社ヲ當國ニ勧請シ玉ハント思立玉ヒ此旨ヲ幕下ヘ被言上御許ノ旨ヲ得給フ処ニ別無事押地勧請可申由被仰出シカハ大悦不斜早々家臣ソレゾレノ役言付興行シ給フ併大營ナレバ俄ニ難事行普請等成就來年遷宮有ヘシトノ催ナリ所ハ當府栗谷ニトノ事ニテ此所ヲ取立ラレケレ共分内狭シトテ所ナリ善地ヲ尋ラレケルカ昔ノ大日ノ谷地広ク谷奥深ク山聳物静ナル地ナレハ此所ヲ用ヒラレケル

此所往古ニハ古キ寺ナトアリケルトカヤ

其後ハ荒墟トナリ田畠沼沢ナト有ケレハ地面不平山ニハ棒莽谷ヲ塞岩礎確トシテ路ニ横ハル

人夫ヲ駆催諸奉行ヲ付是ヲ經營ス

或ハ土ヲ運ヒ地ヲ平ニシ石ヲ破テ甃（イシダタミ）トシ山ヲ崩シテ廟地ヲ広メ沢ヲ埋テ広前トス

邪々許々ノ声ヲ揚テヲメキ叫ヘハ山ヒコニ響テ夥シ

一方にあつて一方にない文面はゴチック体とし、挿入箇所の異なる文面は□で囲つて矢印や番号で指示した。

大雲院本『庫中隱見録』

東照宮御勧請同祭礼之事

慶安二年己丑歲東照宮御廟社當國ニ御勧請被成旨幕府へ御伺アリシカバ押地テ勧請可致旨被仰出シカハ不斜御悦アツテ急キ大營可被行トテ寺島四郎左衛門惣奉行トシテ清地ヲ押ミケルニ城山ノ東シ栗谷可然トテ既ニ人夫ヲ掛ケ谷ヲ切開ントセラレシカ共此谷左右山峻シク中狭マケレバ亦変替アツテ邑美郡王子カ谷其ノ地ニ被定

数百人之夫ヲ掛ケ日々大石ヲハコビ出シ經營アル或ハ山ヲ崩シ地ヲ平シ石ヲ破テ甃トシテ廟地ヲ広ケ沢ヲ埋テ広前トス

人夫ノヲメキ叫ブ声山ヒコニ響キテ夥シ

『庫中隠見録』の「東照宮御勧請御祭礼」記事

—資料的性格とその特色—

佐々木 孝文（鳥取市教育委員会文化財課）

一・東照宮別当寺院大雲院所蔵の『庫中隠見録』について

鳥取市立川町に現存する天台宗寺院・乾向山東隆寺大雲院は、本来は江戸時代を通じて因幡東照宮門前に所在した東照宮別当寺院であり、現在地は明治以降の神仏分離に伴い移転した場所（末寺・靈光院の本堂をそのまま現在の本堂としている）である。

鳥取市では平成二十九年度から大雲院の資料調査を順次行っており、平成三十年度からは国・県の補助事業として調査委員会を設置し、総合調査を実施している。この調査についてはすでに報告書【一】歴史資料編（令和四年度）・報告書【二】美術工芸作品編（絵画・彫刻の部）（令和五年度）を刊行して成果を公表しており、引き続き【三】典籍・書籍及び歴史資料補遺編（令和六年度）・【二】美術工芸作品編（工芸・染織作品の部）を刊行する見込みである。

今回紹介する資料は、大雲院の書籍資料に含まれる、鳥取藩主及び藩士に係る歴史書・『庫中隠見録』である。同書は、鳥取郷土選書第十編『郷土文献解題』によれば「文化・文政頃」の成立で、池田家や家老の代々の事績、鳥取藩の軍備、東照宮の祭礼のほか、池田光仲の人となりや家来の行状にまつわる逸話を集めている点に特色があるといふ。

ただし、伝来本はあまり多くなく、鳥取県立図書館本（乾坤一冊・嘉永元年・野間資範写・「郷土文献解題」の本）、鳥取県立博物館鳥取藩政資料本（乾坤一冊）のほか、東京国立博物館本（一冊・『池田家庫中隠見録』・弘化三年写本・徳川宗敬氏寄贈資料）、北海学園大学付属図書館北

駕文庫本（一冊）・正宗文庫本（一冊・天保十五年・奥田成績写）の全五種が知られるのみである。

なお、大雲院本と北駕文庫本以外の諸本は、国書データベース、とりでジタルコレクション、東京国立博物館デジタルコレクションでそれぞれ画像の閲覧が可能である。

鳥取地域の地域史研究において良質な二次資料とされる岡島正義『鳥府志』においても、本書は小泉友賢『因幡民談』等と並ぶ典拠として引用されている（そのため、本書の成立が『鳥府志』に先行することは確認できる）。

今回取り上げた大雲院所蔵の一書は、全編を一冊とする他の写本と違い、乾坤二冊で構成されており、やや原本に近いものと思われる（乾坤の装丁が異なる点、若干の留保は考え得るにせよ）。

また、本書は『因幡民談』などの「外典」を集めた懃貪箱に収められており、江戸時代の大雲院が寺務・宗務に関わる書籍や漢籍以外に、地域や藩主家の歴史に関わる集書を行っていたことがわかる。

二・『因幡民談』との「東照宮御勧請御祭礼」記事の比較

おそらくは文化年間頃に『鳥府志』に先行して編纂された『庫中隠見録』

であるが、その記述内容はむしろ池田光仲時代までを対象としており、しかも、光仲本人やその近臣たちについての詳細なエピソード記録となつていて。書題からは古記録を隠見して編纂したようと思われるが、実際には「宿直ばなし」（聞き書き体の野史）のような内容となつていて。鳥取藩には『雪窓夜話』『因府夜話』などこの類書が数種伝わっているが、『隠見録』は話の内容と著作年代が大きく離れていることから、話者からの採録ではなく典拠にもとづく記述と考えられる。たまたま、『庫中隠見録』にも、『因幡民談』の「東照宮勧請」と「初回の東照宮祭礼」についての長文が掲載されている。一読したところ、『庫中隠見録』の記述は、『因